

<延長保育を利用する保護者の方へ>

延長保育を定期的に利用する方は事務室に申請書類を提出してください。

延長保育補助対象児童承認申請書 1通 (データ提出可)

勤務時間届 (勤務先の証明) 父母各1通ずつ (データ提出可)

郵便口座振替依頼書 (事務室より配布) ※郵便口座のみ取り扱います

- ・延長保育時間は 18:00～19:00 です。
- ・1か月の利用料金は 2500 円です。毎月 23 日にご指定の口座より引き落とします。
- ・1歳児の「もみじの部屋」ですごします。
- ・18時すぎに夕飯にひびかない程度のおやつと飲み物を出します。
- ・お迎え時間に変更が生じた場合は必ずご連絡ください。
- ・19時を過ぎた場合は10分単位 300 円の超過料金をいただきます。お迎え前に事務室にお支払いください。交通機関の遅延などで19時を過ぎた場合でも超過料金は生じます。
- ・仕事が変わった場合は新しい勤務先の証明が必要ですので、新たに申請書の提出をお願いします。
- ・利用をやめるときは解除届を事務室に提出してください。
- ・再開したいときはその旨を事務室に申し出てください。書類は不要です。
- ・延長保育の契約期間はその年度の3月までです。翌年度は新たな申請が必要です。
- ・延長保育は原則として仕事と通勤のために契約する制度です。私用の場合はスポット保育をご利用ください。